# 第2節 アメリカ合衆国(United States of America)

# 労働施策

(参考) 1ドル=110.47円 (2018年期中平均)

労働省は2018年7月、養成訓練制度の新たな形態 として連邦・州政府ではなく、政府から適格認定を受 けた第三者により基準が定められる産業承認養成訓練 制度を設ける通達を出した。2017年1月に公表され た高校生向け養成訓練枠組みと合わせ、養成訓練制度 を重視している姿勢が見受けられる。

# 

2017年の米国の実質GDP成長率は2.2%となってい る。

# 

# (1) 雇用・失業情勢

失業率は緩やかながら低下しており、直近は3パーセ ント台後半で推移している。

# (2) 一般雇用対策等

# イ 概要

基本的に州において行われており、各州の労働担当部 局(名称はDepartment of Labor、Department of Labor & Workforce Development, Department of Employment Securityなど)が所掌している。連邦政 府の主要な役割は、連邦法に基づく指示・監督、連邦助 成金予算の配分、技術的援助であり、連邦労働省が担当 している。連邦労働省雇用訓練局(Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業訓練 に係る政策・法令を所掌している。

1933年制定のワグナー・ペイザー法(Wagner-Peyser Act) により、全国職業サービス制度を全米に設置する ことが規定されている。また、労働力革新・機会法 (Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA) に基づき、各州・各地域において労働力開発委 員会 (Workforce Development Board: WDB)<sup>2</sup>が創

表 2-2-1 実質 GDP 成長率

												(%)	
年	2013	2014	0015 0	0015	2015 2016			2017				2018	
四半期	2013	2014	2015	2010			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
実質GDP成長率	1.8	2.5	2.9	1.6	2.2	1.8	3.0	2.8	2.3	2.2	4.2	3.5	

資料出所:連邦商務省経済分析局(BEA)ホームページ

注:四半期の数字は季節調整値、前期比年率

表2-2-2 雇用・失業の動向

	<u> </u>										
											(千人、%)
	年	2013	2014	2014 2015 201		2017	2018				
	四半期	2013	2014	2013	2016 2017	2017		Q1	Q2	Q3	Q4
労偅	动力人口	155,389	155,922	157,130	159,187	160,320	162,075	161,557	161,782	162,022	162,918
就第	美者数	143,929	146,305	148,834	151,436	153,337	155,761	154,952	155,449	155,879	156,777
失第	美者数	11,460	9,617	8,296	7,751	6,982	6,314	6,605	6,333	6,143	6,142
失第	率	7.4	6.2	5.3	4.9	4.4	3.9	4.1	3.9	3.8	3.8
	男性	7.6	6.3	5.4	4.9	4.4	3.9	4.1	4.0	3.8	3.8
	女性	7.1	6.1	5.2	4.8	4.3	3.8	4.0	3.8	3.8	3.8
	16~19歳	22.9	19.6	16.9	15.7	14.0	12.9	13.9	12.8	12.8	12.2
	20~24歳	12.8	11.2	9.7	8.4	7.4	6.9	6.9	7.1	6.9	6.8

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS) "Current Population Survey"

注:四半期の数字は季節調整値。

<sup>■1) 1998</sup>年労働力投資法 (Workforce Investment Act of 1998: WIA) を改正した法律で、2014年7月に成立、一部を除き2015年7月から施行 された。

<sup>■2) 1998</sup>年労働力投資法では労働力投資委員会(Workforce Investment Board: WIB)と呼ばれていた組織で、各地域のWDBは各州に設置された WDBが策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地域に応じたプログラムの管理運営を行う。WDBの構成は事業主が過半数を占めること、委 員長を事業主側から選ぶこと、委員の20%を労働者の代表とすることとされている。

設されるとともに、求職者が1か所で、職業紹介、失業 保険、教育・職業訓練情報、貧困家庭一時扶助 (TANF)<sup>3</sup> などのサービスを受けられるワンストップ・ センター (One-stop Center)<sup>4</sup> について、連邦政府の 指導のもと各州で整備が進められ、全国で2,387か所 (2018年12月現在)運営されている。このうち、すべ てのサービスが提供される総合型 (Comprehensive) は1.471か所、一部のサービスが提供される提携型 (Affiliate) は916か所である。職員は州労働省の公務 員、州政府の他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業 者などにより構成されている。ワンストップ・センター の運営はWDBから委託を受けた機関が行っている場合 もある。

ワンストップ・センターの提供する雇用促進に関するサー ビスとしては、キャリアサービス (career services) b と 職業訓練があり、必要に応じキャリアサービスを経ずに 職業訓練を受けさせることが可能とされている。

ワンストップ・センターの運営財源は一次的には州の 財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づ き、各州に対して、運営について助成金を支給している。

□ 雇用機会税控除(Work Opportunity Tax Credit: WOTC)

就業が困難な集団に属する求職者を雇い入れた雇用主 に対し法人税の控除を行う制度である。下記に示す集団 のいずれかに属する者を雇い入れた雇用主が対象であ る。なお、いずれの場合も、家族従業員や過去に従業員 であった者は対象外である。

- (イ) 貧困家庭一時扶助 (TANF) の長期受給者で、
  - 雇用日 (hiring date) まで 18 か月間連続で受給 していた
  - 延べ18か月間受給していて、延べ期間が18か 月に到達した日から雇用日までの期間が2年に満

たない

- 雇用日までの2年間までに州法又は連邦法で定め るTANFの受給期間を使い切った
- のいずれかに該当する者。
- (ロ)(イ)に該当しない者で、雇用日までの18か月の期 間のうち9か月間TANF給付を受けていた者。
- (ハ) 退役軍人で、
  - a 補足的栄養支援 (SNAP)<sup>6</sup> を雇用日までの12か 月中3か月以上受給している家族に属する者。
  - b 軍務中に障害を負い、退役から雇用日までの期間 が1年以内の者。
  - c 軍務中に障害を負い、過去1年のうち6か月以上 失業している者。
  - d 過去1年のうち4週間以上6か月未満失業してい る者。
  - e 過去1年のうち6か月以上失業している者。
- (二) 元重罪犯人 (ex-felon) で、有罪判決又は釈放から 1年以内の者。
- (ホ) 18歳から39歳で、連邦住宅開発省又は連邦農務省 が指定したエンパワーメント・ゾーン (Empowerment Zone) 7 又は農村部再生郡 (Rural Renewal County)に居住する者。
- (^) 障害を持つ者で、州や連邦退役軍人局が認定したリ ハビリプログラムを修了した者。
- (ト) 16、17歳で過去に就労したことがなく、毎年5月 1日から9月15日の間雇われる者で、エンパワー メント・ゾーンに居住する者。
- (チ) 18歳から39歳で、雇用日までの過去6か月SNAP 給付を受けている家族に属する者又は過去5か月の うち3か月以上SNAP給付を受けている家族に属 する者。
- (リ) 補足的所得保障 (SSI)<sup>8</sup> 受給者で、過去60日間の いずれかの月に給付を受けていた者。

<sup>■3)</sup> 貧困家庭一時扶助(TANF)は児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う制度である。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

<sup>■4)</sup> 呼称は、州によってワンストップ・センター、Employment Office, Job Centerなど様々である。連邦労働省は2012年6月以降、American Job Center の名称を用いるよう各州に呼びかけている。

<sup>■5)</sup> キャリアサービスには求職・就職支援(キャリア・カウンセリングを含む)、労働市場の情報提供(求人状況、就職に有利な技能、地域・国の雇用 動向)、利用者の技能及びニーズについての予備的・総合的アセスメント、利用可能なサービスの情報提供、個人別雇用プランの策定、グループ及 び個人カウンセリング、ケースマネジメント、短期の職業準備サービス、就職後の若干のフォローアップサービスなどがある。

<sup>■6)</sup> 補足的栄養支援事業 (SNAP) は、2008年以前は食料スタンプと呼ばれていた制度で、連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入の補助を行う制度 である。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

<sup>■7)</sup>補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、指定された都市地域の自由市場環境を整え、衰退したコミュニティー を活性化させ雇用を創出することを目的として指定されている。

<sup>■8)</sup>補足的所得保障(SSI)とは、連邦政府により65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する条件を満たす者に対して行われる給付。 詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

# 表 2-2-3 雇用機会税控除 (WOTC) による税控除額

		T	
		年間の	労働時間 
		400時間以上	120時間以上400時間未満
(イ) 貧困家庭一時扶助(TANF)の長期受給者	1年目	10,000ドルまでの賃金の40%	10,000ドルまでの賃金の25%
(1) 貝M豕姓一时沃切(IANF)の文規文和名	2年目	10,000ドルまでの賃金の50%	なし
(ロ) (イ) 以外の貧困家庭一時扶助の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
(八)退役軍人			
a 補足的栄養支援 (SNAP) の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
b 障害があり退役1年以内	1年目	12,000ドルまでの賃金の40%	12,000ドルまでの賃金の25%
c 障害があり過去1年で6か月以上失業	1年目	24,000ドルまでの賃金の40%	24,000ドルまでの賃金の25%
d 過去1年で4週間以上6か月以内失業	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
e 過去1年で6か月以上失業	1年目	14,000ドルまでの賃金の40%	14,000ドルまでの賃金の25%
(二) 元重罪犯人	1年目		
(ホ) 18~39歳で指定地域に住む者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
(へ) 障害があり、当局認定のリハビリプログラムの修了者	1年目		
(ト) 16・17歳で指定地域に住み、夏期に働く者	1年目	3,000ドルまでの賃金の40%	3,000ドルまでの賃金の25%
(チ) 18~39歳で補足的栄養支援 (SNAP) の受給者	1年目		
(リ)補足的所得保障 (SSI) の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
(ヌ) 失業保険受給者又は受給していた者で27週以上失業	1年目		

資料出所: 内国歳入庁及び連邦労働省の資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

(ヌ) 失業保険受給者又は受給していた者で27週間以上 失業している者。

雇用主に対する控除額は、当初1年間((イ)に該当す る場合には当初2年間)の賃金を対象として表2-2-3の とおり。

# (3) 若年者雇用対策

# イ ジョブ・コア (Job Corps)

社会的に不利な立場にある青少年等に対し合宿訓練を 実施し、規律と技能・知識を習得させ、教育・職業訓練 を実施するプログラムである。2018年12月現在、全 国120か所で実施されており、一部は国立公園などの 「自然保護」を担う職業従事者養成センターとして農務 省林野部が運営、そのほかは連邦労働省から民間企業等 が受託して運営している。

以下の要件すべてに該当した者が入所できる。

- ・16~24歳であること<sup>9</sup>。
- ・低所得であること。

・教育及び雇用に際し、学校を中退した、家出した、里 子であるなどの不利な立場にあること。

ジョブ・コア・プログラムに参加する者は、基本的に 寮に宿泊しながら基礎的な学習や職業訓練を受ける。受 講者にはキャリア開発サービスシステム(Career Development Services System: CDSS) 10 を用いて各参 加者個人に応じた教育・訓練プログラムが提供される。 滞在期間は最大2年で、平均1年程度であり、受講費用 は居住費・食費等を含め無料である。

# ロ 労働力革新・機会法若年プログラム (WIOA Youth Formula Program)

ワンストップ・センターと連携した地方公共団体等で 実施される。14~21歳で読み書き能力が低い若者など、 就職が困難な者のニーズに沿った各種の就職や進学のた めの支援に対して、連邦政府が助成金を提供するプログ ラムである。プログラムの内容は各地域の労働力開発委 員会(WDB)が決めるため、各地域によって異なる。

- ■10) キャリア開発サービスシステムは、以下の四つの段階から構成される。
  - ·入所段階(Outreach Admission: OA)
  - ジョブ・コアに関する情報収集、入所申請、審査を経て入所後、キャリアのゴールを判断・設定し、受けられる職業訓練についての知識を得る。
  - ・キャリア準備段階 (Career Preparation Period: CPP)
    - 入所後、職業検索、ITの基本知識、自己啓発などについて基本的なスキルを身に付け、自分の価値観や興味を発見し、スタッフの支援を受け、 「個人キャリア開発プラン」(Personal Career Development Plan: PCDP) を作成し、今後受ける教育と職業訓練を選択する。
  - ・キャリア開発段階 (Career Development Period: CDP)
  - 教育プログラムや職業訓練カリキュラムについて説明と指導を受けるとともに、対人コミュニケーション、問題解決能力、社会及び個人マネジ メント能力に関しても指導を受ける。
  - ・キャリア移行段階 (Career Transition Period: CTP)
  - スタッフなどが、入所生の就職支援を行うとともに住宅など就職に必要なものについても調整を行う。

<sup>■9) 22</sup>歳~24歳の割合は全体の20%以下とするものとされている。また、障害者であれば年齢制限は課せられない。

2014年7月に成立した労働力革新・機会法では、従 来法である1998年労働力投資法の規定に加えて、

- 中退者に対し、教育や訓練を通じた高校卒業証書の 取得と高等教育相当の資格取得の支援を重点的に行 うため、若年者向け連邦助成金の75%(従来は 30%)を学校中退者に使用すること
- 職場における学習 (work-based learning) に重 点を置くために、同助成金の20%以上を職業体験 関連の活動(夏期就労(summer jobs)、養成訓練 制度の事前活動(pre-apprenticeship)、OJT、イ ンターンシップ) に使用すること

が規定され、2015年7月から実施されている。

# ハ 高校生向け登録養成訓練枠組み11

一部の州では、16歳以上の高校生に対し、学校に通 いながら養成訓練を受けることができる若年者向け養成 訓練プログラムを設けている。これまで連邦レベルでの 枠組みは特に制定されておらず、その制定を求める声が 州や学校、事業主から出ていたことから、2017年1月 に連邦労働省及び連邦教育省は、高校生のための登録養 成訓練に関する枠組みを公表した。

枠組みの中では質の高い高校生向けのプログラムを構 成する要素として、①養成訓練への参加に前提となる知 識及び技能を、座学及び職場での学習を通じて学ぶ準備 コース (Pre-apprenticeship)、②養成訓練、が示され ており、準備コース、養成訓練ともに座学については高 校の単位として認めることとされている。

実際にこのプログラムを提供するかどうか、提供した 場合にこの枠組みに従うかどうかの判断は各州や地域に 委ねられている。

# (4) 高齢者雇用対策(高齢者地域社会サービス雇用事業 (Senior Community Service Employment Program: SCSEP))

# イ 概要

1965年米国高齢者法第5編(Title V of the Older

Americans Act of 1965) に基づき、仕事がない低所 得の高齢者に対し、パートタイムの就業体験とOJTの 機会を提供することで、一般の雇用に結びつけることを 目的としており、高齢者に支払われる賃金などの経費が 連邦政府から助成される。トランプ政権は効果がない無 駄な制度として予算を要求していないが、議会の反発が 根強く、議会により予算が計上されている。

# □ 適用範囲

55歳以上で失業しており、世帯所得が連邦貧困ガイ ドライン<sup>12</sup>の125%(アラスカ、ハワイを除く48州及 びワシントンD.C.においては、3人世帯の場合年 25,975ドル(2018年))を超えない者。

#### ハ 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利 団体が、雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れ る。参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機 関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自 然保護などの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金(時給7.25ドル、3(2)口 (イ) 参照)、州最低賃金のいずれか高いほうが支給され る。参加者はこのほか、雇用された非営利団体から座学 の訓練や一般の雇用に向けた求職活動への支援が受けら れる。また、当該高齢者を雇い入れた州政府や非営利団 体等に対しては、このプログラムを実施するための経費 が連邦政府から助成される。

# (5) 障害者雇用対策

1973年リハビリテーション法 (Rehabilitation Act of 1973) に基づき、各州は、州政府内に職業リハビリ テーション局 (vocational rehabilitation (VR) agency)を設置しており、教育省リハビリテーションサー ビス部 (Rehabilitation Services Administration) か ら財政支援が行われている。実際の連携のあり方は州に より様々だが、通常、ワンストップ・センターを訪れた

<sup>■11)</sup> 登録養成訓練制度については2(7) 八を参照。

<sup>■12)</sup> 連邦貧困ガイドライン(Poverty Guidelines)とは、行政上使う指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準(Poverty Thresholds: 商務省セ ンサス局が統計上貧困者を把握するために使用している)をもとに世帯人数ごとに毎年決めているもので、2018年においては3人世帯の場合年 20,780ドル(アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準)。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健 福祉省ホームページ(http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml)を参照のこと。

求職者は、リハビリテーションサービスの利用条件に当 てはまれば各州の職業リハビリテーション局に紹介され ることとなっている。

1990年障害を持つ米国人法 (Americans with Disabilities Act of 1990) では、使用者が、障害を持つ 資格要件を満たす者 (qualified individual) に対し、 障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。 一方、障害者の雇用の義務づけはないが、1973年リハ ビリテーション法第503条関係規則において、連邦政 府契約業者について、労働者の職種ごとに障害者が7% を占めることを目標とすることが定められている。

労働力革新・機会法により、各州の職業リハビリテー ション局に対し、「就職前移行サービス(pre-employment transition services)」を障害のあるすべての学 生に提供することが求められている。各州は、1973年 リハビリテーション法に基づく連邦政府からの財政支援 の15%以上を同サービスに割り当てることとされてい る。同サービスではすべての障害のある若者に対し、 キャリア探索カウンセリングや仕事に基づいた学習体験 (work-based learning experiences) などが提供され ている。

# 表2-2-4 失業保険制度

名称		失業保険 (Unemployed Insurance)						
根拠法		連邦失業税法(Federal Unemployment Tax Act)、社会保障法(Social Security Act)第3編・第9編・第12編及び各州法						
運営主体		州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局(Employment and Training Administration)が監督を行っている。						
被保険者資格		対象事業主: 連邦失業保険税の対象となる事業主は①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。ただし、農業においては①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計20,000ドル以上の賃金を支払ったか、又は②10人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。なお、連邦・州・地方政府で働く者、外国政府・国際機関で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族等は対象外とされている。 州の失業保険制度は、州・地方政府で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族を対象とすることを義務づけられている。この他には連邦法上での規定はないが、連邦失業保険税の対象となる者は州の失業保険税を支払うことで連邦失業保険税の5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業保険税を納める事業主は州の失業保険制度の対象事業主とされている。 対象労働者: 失業保険税を支払っている事業主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的に該当すれば受給できる。						
受給要件	横保険者期間等 横保険者期間等 構造が一定額以上あることとされている。なお、賃金の条件は多くの州で1,000ドルから4,000ドル程度 れている。期間の条件については、多くの州で、直近4四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び給与 れば受給を認めている。ワシントン州を除き労働時間は受給要件とされていない。							
離職理由		懲戒解雇又は自己都合でないこと。ただし、自己都合であっても正当な理由があると認められれば受給が認められる。						
	その他	求職の能力及び意欲があること。						
給付期間、水準		給付期間: 特に連邦法上での定めはなく、州ごとに上限は12週(フロリダ州)~30週(マサチューセッツ州)と異なるが、大部分の州で26週を上限としている。失業率が高い場合には州法に基づき延長給付(extended benefits)が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。給付水準: 州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある(週5ドル~769ドル程度(一部の州で実施されている扶養者増額込みでは最大で1,153ドル)(2018年7月))。全米の平均給付額は週351.25ドル(2017年)。 待期期間は州により異なるが0~1週間。						
連邦失業保険税: 事業主のみに課される。各暦年における年間賃金のうち7までに納めている場合には原則として(適用される州の失各州の失業保険税: 3州を除き、事業主のみに課される。各州の失業保険税率じて事業所ごとに異なる。また、課税対象となる賃金の」		事業主のみに課される。各暦年における年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.0%。ただし、州の失業保険税を期日までに納めている場合には原則として(適用される州の失業保険税率に関わらず)0.6%。						
	公費負担	連邦政府においては、特例措置の場合以外なし。						
	受給者数	5,696,058人 (2017年中に失業保険の初回の給付を受けた者)						
	支給総額	278億4,602万ドル (2017年)						
実績	基金残高等	各州により基金が積み立てられている。基金純残高の各州計:552億2,704万ドル (2017年末)。 一部の州で基金が枯渇しており、2017年12月現在、カリフォルニア州が連邦政府から資金を借り入れている。連邦政府からの借入額の各州計は12億3,231万ドル (2017年末)。 なお、連邦政府から借入れを行った場合で、1月1日に借入残高がある状態が2回以上続き、2年目の11月10日に借入残高がある場合、連邦失業保険税の控除は毎年0.3パーセントポイントずつ減らされていくこととされているが、2018年には適用を受ける州はない。						



#### (6) 失業保険制度等

# イ 失業保険制度

連邦失業税法(Federal Unemployment Tax Act) のもと、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて 独自のプログラムを管理運営している。制度の実態は、 各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、 連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付 の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目について は、各州最低限の水準は確保されている。なお、連邦政 府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府等が運営 する失業保険制度の適用を受ける13。

給付に際しては、各州とも、一般的にはインターネッ ト又は電話で申請することができる。なお、現在居住し

ている州と異なる州で働いていた場合には、働いていた 州(すなわち失業保険税が納税されていた州)に対し、 受給申請を行い14、働いていた州の規定に基づき支給さ れることになる。

# □ 貿易調整支援(Trade Adjustment Assistance: TAA)

外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影 響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。連 邦労働省が所管する労働者向け支援<sup>15</sup>は、1974年貿易 法 (Trade Act of 1974) に基づく制度で、2011年貿易 調整支援延長法(Trade Adjustment Assistance Extension Act of 2011) の規定により支給されている<sup>16</sup>。

# 表2-2-5 貿易調整支援(TAA)の内容

集団認定されるための要件	以下のいずれかの要件を満たす場合。 ① 外国(FTA対象国以外を含む)からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供の移転による生産活動又は 売上の低下により仕事を失った、製造業・サービス業で働いていた労働者の集団。 ② 勤務していた企業が、米国国際貿易委員会(International Trade Commission) <sup>17</sup> により貿易で損害を受けたと 認定された労働者の集団。
個別認定要件	集団認定の対象集団に属しており、認定対象期間(通常集団認定の申請日の1年前の日以降、認定日から2年後の日までとされる)内に失業した者で、原則として失業日前52週間のうち26週間以上対象となる企業で働き、週30ドル以上の賃金を受け取っており、かつ失業保険の受給資格を有すること。
貿易再調整手当(TRA)	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週(ただし最後の13週は、訓練の成果が良好で修了に必要な場合のみ認められる)。認定後あるいはレイオフ後26週以内に訓練を開始する必要がある。 支給額は各州における失業保険給付額と同額。
訓練を受けなくても貿易再調整手 当の受給が可能になる理由	① 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合 ② 訓練が存在しない場合 ③ 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合
求職費用 <sup>18</sup>	経費の90% (最大1,250ドル) を上限として州の裁量により支払われる。
引越費用19	経費の90%及び一時金として最大1,250ドルを上限として州の裁量により支払われる。
再雇用貿易調整支援(RTAA)	フルタイムで勤めている者で年収が50,000ドル未満の50歳以上の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を最大10,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練が受講可。
医療保険税額控除 (HCTC) <sup>20</sup>	内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合、受給者及びその家族の医療保険料の72.5%を連邦政府が補助。

資料出所:連邦労働省公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

<sup>■13)</sup> 連邦政府職員については連邦文官失業保険 (Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees: UCFE)、軍人については退役 軍人失業保険 (Unemployment Compensation for Ex-Service Members: UCX)、鉄道従業員については鉄道退職者委員会 (Railroad Retirement Board) が運営する失業保険制度の適用を受ける。

<sup>■14)</sup> 連邦失業税法Sec. 3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を 拒否又は減額してはならない、とされている。

<sup>■15)</sup> 貿易調整支援(TAA)には労働省が所管する労働者向け支援以外にも、商務省が所管する企業向け支援(Trade Adjustment Assistance for Firms)、地域向け支援(Community Trade Adjustment Assistance)と農務省が所管する農家向け支援(Trade Adjustment Assistance for Farmers) がある。

<sup>■16) 2014</sup>年1月以降、2002年貿易調整支援改革法 (Trade Adjustment Assistance Reform Act of 2002) の規定に基づき支給されていたが、 2015年6月に成立した2015年貿易特恵制度延長法 (Trade Preferences Extension Act of 2015) により、2014年1月に遡って2011年貿 易調整支援延長法の規定が適用されるとされた。

<sup>■17)</sup> 米国国際貿易委員会は、貿易に関する調査機関で、準司法的(quasi-judicial)連邦機関であり、ダンピングや知的財産権の侵害等を伴う輸入行 為が米国内産業に与える影響の調査分析を行っている。不公正な貿易を是正するため、必要に応じて、通関を禁止する排除命令や販売を中止する 停止命令の決定等を行っている。調査結果・決定・提言は、大統領、通商代表部(USTR)及び議会に提供される。なお、近年においては、裁判 所における訴訟と比べ、手続の迅速性や侵害物品に対する強力な排除命令があることから、特に最先端技術において企業間の知的財産紛争の解決 手段として用いられることも多くなっている。

<sup>■18)</sup> 通勤可能区域外での求職活動に要する費用を支給するもの。

<sup>■19)</sup> 通勤可能区域外での再就職に要する費用を支給するもの。

<sup>■20)</sup> 医療保険税額控除は年金給付保証公社(Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC、企業年金において、年金給付のための資産がない場 合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証している)から年金を受給している55歳以上の者及びその家族も対象 となっている。

貿易調整支援(TAA)を受けるためには、2段階の認 定を受ける必要がある。1段階目は労働者の集団が TAAの対象に該当するかどうかの集団認定であり、連 邦労働省が認定を行う。2段階目はTAAの対象に該当 する集団に属する個人がTAAの対象に該当するかどう かの個別認定で、各州が設置しているワンストップ・セ ンターが行う。

# (7) 職業能力開発

#### イ 概要

各州及び地域が主に担っている。その中心には労働力 開発委員会(WDB)があり、地域に密着した職業訓練 政策の策定や管理、運営を行っている。

# ロ 労働力革新・機会法プログラムによる職業能力開発

# (1) 概要

ワンストップ・センターを通して、各地域レベルで創 設された労働力開発委員会(WDB)が実施する。対象 者のニーズに沿った就職や進学のための各種支援に対し て、連邦政府から財政支援が行われる。プログラムとし て、成人向け、非自発的離職者 (dislocated worker) 向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけ られている<sup>21</sup>。

1998年労働力投資法の改正法として2014年7月に 成立した労働力革新・機会法により、現状に則した統合 的な職業紹介・教育・訓練支援サービスへの見直しや、 各州・各地域に柔軟性を与えること、重複するプログラ ムの廃止などが行われた。

表2-2-6 労働力革新・機会法プログラムの参加者数

		(人)
	2015年7月~ 2016年6月	2016年7月~ 2017年6月
成人向け	1,039,029	1,108,201
非自発的離職者向け	510,146	467,508
若年者向け	156,264	150,394

資料出所:連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注1 事業年度は7月から翌年6月となっている。

# (ロ) 制度の対象者

非自発的離職者向けプログラム (Dislocated Worker Program) は、工場の閉鎖や経済環境の変化等に よって失業した者であり、元の職種で就職できる見通し がなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を 使い果たした者が対象である。成人向けプログラム (Adult Program) は18歳以上の成人で、米国で合法 的に就労できる者が対象である。若年者向けプログラム (Youth Program) については2(3) 口を参照。

# (八) 管理運営機関

労働力革新・機会法で定められている連邦政府の権限 は、予算配分など狭い範囲に限定されている。実際の就 職支援や職業訓練計画の策定などは、州に設置された WDBに委ねられており、州のWDBの方針に従って、 各地域のWDBが運営を行い、各地域の実情に応じて詳 細を決めている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発 を必要とする者は、ワンストップ・センターへ赴き、そ こで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介さ れる。職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニ ティー・カレッジ<sup>22</sup>、民間の自動車学校、コンピュータ 学校などがある。

# (二) 実施内容

職業訓練においては、バウチャー制度の一種である個 人訓練勘定(ITA:Individual Training Account)が 導入されている。対象者はワンストップ・センターの ケースマネージャーと相談して、受講する職業訓練の種 類と訓練プロバイダを選択する。

ITAを受給するためには以下の要件をすべて満たす必 要がある。

- ワンストップ・センターにより、以下のすべてに該 当すると判断された者。
  - ▶ キャリアサービスでは経済的に自立した、あるい は従前の職と同等又はより高い給与の職に就くこ と又はその職を維持することができない。

注2 2015年7月~2016年6月の数値は労働力投資法に基づき、ス タッフによる対面サービスを受けた者の数。

<sup>■21) 1998</sup>年労働力投資法により、1998年以降義務付け。現在の根拠法は労働力革新・機会法である。

<sup>■22)</sup> コミュニティー・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。米国の職業能力 開発に大きな役割を果たしている。

- ▶ 経済的に自立した、あるいは従前の職と同等又は より高い給与の職に就くこと又はその職を維持す るためには訓練を必要とする。
- ▶ 訓練を受けるために必要な技能・資格を有する。
- 当該地区又は転居希望地区における雇用機会に直結 した訓練サービスを選択した者。
- 訓練費用を他の資金源からの無償援助によって得ら れないか、他の資金源からの無償援助に加えて労働 力革新・機会法に基づく援助が必要である者。他の 資金源とは、州の訓練補助金、貿易調整支援、ペル 奨学金などである。

現在就労している者への訓練の提供やOJTの実施に 対し、連邦政府からの助成金の利用(成人向け・非自発 的離職者向け助成金の20%を上限とする)が可能とさ れている。現在就業している労働者の訓練費用に対する 連邦助成金の割合は、プログラム参加者や、訓練と労働 者・企業の競争力向上の関連性、訓練を受ける労働者の 数、賃金、昇進のチャンスなどにより各地域で任意に定 めることができるが、企業の最低限の負担割合<sup>23</sup>として 10% (労働者数が50人未満の企業)~50% (労働者数 が100人以上の企業)が定められている。

# ハ 養成訓練制度 (Apprenticeship)

# (1) 概要

OJTとそれに関連した職場外での教育を組み合わせ た教育訓練を行うことにより、専門職労働者及び熟練工 を養成することを目指す養成訓練(Apprenticeship) 制度である。事業主、労働組合あるいは使用者団体が共 同で実施する。養成訓練プログラム(Apprenticeship program)の質及び参加者の福利厚生の確保を図るた め、連邦政府又は州政府が一定の基準を定めプログラム

の登録を行っていることから、登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship) と呼ばれる。なお、2018年 7月に連邦労働省は、養成訓練制度の新たな形態として 産業承認養成訓練制度 (Industry-Recognized Apprenticeship Programs) を設ける通達を出している。 (詳細は5(1) イを参照。)

# (ロ) 制度の対象者

16歳以上で各養成プログラムでの要件を満たした 者。ただし、危険職種では18歳以上。

#### (八) 管理運営機関

プログラムの提供は企業・団体であり、事業主団体と 労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事 業主団体との共同など様々な形態がある。また、地方政 府が雇用主として参加している場合もある。

# (二) 実施内容

資金は主に民間事業主及び団体から提供される。プロ グラムは自動的に労働力革新・機会法プログラムに基づ く訓練とみなされ、職場外での教育やOJTの費用につ いて同法に基づく助成金を受けることができる。また、 州によっては独自に参加企業に優遇措置を与えている場 合などがある。なお訓練生は参加している間、雇用され る形となり、賃金収入を得られる。

# ニ 貿易調整支援における職業訓練制度

外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影 響で失業した労働者が、速やかに適切な職業へ復帰する ことを目的として職業訓練が提供されている(貿易調整 支援の詳細は2(6)口を参照)。

表 2-2-7 登録養成訓練制度の参加者数及び修了者数

		E231EC/ 700/11/7111-5	2 - 2 /00 0 200/20		
					(人)
年度	2012年10月~ 2013年9月	2013年10月~ 2014年9月	2014年10月~ 2015年9月	2015年10月~ 2016年9月	2016年10月~ 2017年9月
参加者数	287,750	314,923	352,159	410,370	444,306
新規参加者数	113,745	116,114	142,090	151,264	142,848
修了者数	44,348	34,583	41,206	38,250	51,958

資料出所:連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注:海軍、沿岸警備隊、海兵隊で提供されている訓練は除く。

<sup>■23)</sup> 企業の負担割合には訓練期間中企業が労働者に支払っている賃金を含むとされている。

# ホ 補足的栄養支援事業 (SNAP)<sup>24</sup> における職業訓練 制度

補足的栄養支援事業の受給者のうち、16~60歳の健 常者で就業していない者<sup>25</sup>が一定期間以上受給するため の要件として、職業訓練を受けることが義務づけられて いる場合がある。

# へ 貧困家庭一時扶助 (TANF)<sup>26</sup> による就職支援訓練

貧困家庭一時扶助における現金給付を受けるためには 通常、一定時間以上就業活動や就業につながる活動をし なければならないとされている。福祉の受給からの脱却 と就業を促すため、各州(及び郡など)では受給者に対 し職業訓練を提供している。

#### ト 州独自の失業者に対する職業能力開発

失業保険給付は州が基本的な制度設計をしている(2 (6) 参照)。州によっては、解雇され新たな職業に就く に当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対 し、失業保険の給付期間を延長している。延長期間は州 により異なるが、概ね26週程度である。また、失業保 険受給資格のある者で、自営業者として開業を希望する 者に対し、自営業開業支援として失業保険支給額相当分 の現金給付に加えて、必要な訓練や事業計画の策定など の開業支援を行っている州がある。

# チ ペル奨学金 (Pell Grant)

連邦教育省により管理・運営されている奨学金制度で ある(なお、一般の奨学金とは異なり返済する必要はな い)。所得が低い世帯に属する者(扶養者、被扶養者は 問わない)で、高等学校修了者であり、大学等の学位取 得を目指して教育機関に通う者のうち、学士及びそれ以 上の学位(専門的な学位を含む)を持っていない者が対 象である。なお、対象者は米国民又は米国永住権保持 者、難民などである。2018年7月1日~2019年6月 30日までの1年度における最大支援額は6,095ドル で、実際の支援額は所得などから算出される世帯負担期 待額 (Expected Family Contribution: EFC)<sup>27</sup> や授業

料、受講期間、受講時間により異なる。

# (8) 外国人労働者対策

# イ 制度の概要

外国人労働者受入制度は、一定の資格要件(専門技術 保持者が優先される)を満たした雇用関係移民及び非移 民(短期就労者等)に大別できる。入国・滞在と就労に ついては、ビザ(visa)システムにより一元管理を行っ ており、受入れ可能な外国人の資格要件をビザの種類で 区分した上で、一定の類型のビザ発給については労働長 官が労働市場への影響を判定し、要件審査を行ってい

# ロ 受入れが許可される範囲及び許可要件(又は審査基 準)

# (イ) 移民ビザ (グリーンカード)

雇用関係の移民ビザは、以下のa~eの順で優先順位 が設けられている。一会計年度に発給されるビザの件数 には人数枠(2018会計年度(2017年10月~2018年 9月) においては140,292人) が設けられており、こ の優先順位によりビザが割り当てられる什組みとなって いる。

# a 卓越技能者

科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野におい て卓越した能力を有する者、国内外で高く評価されてい る者、当該分野でトップに位置する、例えば、ノーベル 賞のような国際的に広く認知されているような賞を受賞 した者がこれに該当する。

#### b 知的労働者

科学、芸術の分野において特出した能力を有し、専門 性の高い部類に属する者、ビジネスの分野では、米国の 国家経済に貢献しうる能力を持っている者、米国の文 化、教育、福祉の分野での貢献が期待できる能力を持つ 者がこれに該当する。ビザの申請をする者は、国土安全 保障長官が免除した場合などを除き、雇用証明を受ける

<sup>■24)</sup> 社会保障施策参照。

<sup>■25)</sup> 失業保険を受けている場合は除く。

<sup>■26)</sup> 社会保障施策参照。

<sup>■27)</sup> 学生の家族が負担可能と思われる学費の基準額。世帯構成により本人、配偶者、両親の所得・資産などから算出される。

ことが必要。米国内の雇用主となる者からの採用の申出 が必要で、その者が本人に代わって国土安全保障省の BCIS(市民権・移民サービス局)へビザ申請を行う。

#### c 専門職、熟練労働者

少なくとも2年の熟練経験を有する労働者や、大学卒 以上の学位を有している者、経験が2年未満で未熟練 (unskilled) な労働者であっても、米国内で確保が困難 な分野の職務を遂行することができる労働者がこれに該 当する。bと同様、雇用主になろうとする者が本人に代 わり申請し、原則として雇用証明を受けなければならな L1

# d 特別移民

宗教関係労働者で、米国内で非営利の宗教団体に所属 しており、少なくとも2年の経験を有している者がこれ に該当する。

# e 投資家

一定要件を満たした投資家に与えられる。

# (ロ) 非移民ビザ

a 専門的・技術的分野 (H-1Bビザ)

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工 学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学 位をもって従事する者である。

年間受入枠が設定されており(65,000人。ただし、 米国で修士以上の学位を得た者については、別途 20,000人の枠がある。)、また、外国人労働者の賃金、 労働条件等について連邦労働省の許可が必要である。こ れは、国内労働者の労働条件を悪化させないことを保障 するために行われる限定的なもので、後述するH-2A、 H-2Bビザのように国内労働者に対する求人を試みるこ

とまでは求められていない。

- b 専門的·技術的分野以外
- (a) 農業の一時的季節労働者(H-2Aビザ)

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テス ト<sup>28</sup>が必要である。

(b) 農業以外の一時的季節労働者(H2-Bビザ)

労働市場テストが必要である。また、受入れ枠として 年間66,000人が設定されている。

# (9) 雇用における平等の確保29

主な雇用差別禁止法としては、以下のイから二がある。

# イ 1964年 公民 権法 (The Civil Rights Act of 1964) 第7編

州際通商 (interstate commerce) 30 に影響を与える 産業に従事し、当年又は前年において20週以上の各労 働日に15人以上を使用する使用者 (employer)<sup>31</sup> が、 人種、皮膚の色、宗教、性、又は出身国を理由として、 個人を雇用しないこと又は雇用を拒否すること、個人を 解雇すること、又はその他の形で、雇用における報酬、 条件、権利について個人を差別することを禁止してい る<sup>32</sup>。また、個人の雇用機会を奪うことや、その他被用 者としての地位に不利な影響を与えるような方法で、使 用者又は求職者を、制限、隔離又は分類することも禁止 している。

上記「性を理由として」には、「妊娠、出産又はこれ らに関連する健康状態」を理由とする場合も含むことな どが定められている<sup>33</sup>。

# □ 1963年同一賃金法(The Equal Pay Act of 1963)

同じ事業所内で「その遂行のために同一の技能、努力

<sup>■28)</sup> 労働市場テストとは、就労目的の外国人を受け入れる場合に、国内労働市場では求人が充足できないことを確認することをいう。国内労働市場で 求人が充足できない場合にのみ、当該外国人を受け入れることができる。

<sup>■29)</sup> 詳しくは中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂(2010)を参照のこと。

<sup>■30)</sup> 州際通商は、連邦規則集において、「米国における貿易、交通、運輸において①ある州の地点と、この地点が属する州の外にある別の地点(米国 外の地点を含む)間のもの②同一州の地点間のもので他の州あるいは国外を通るもの③同一州の地点間のもので他の州あるいは国外の地点が起点 又は終点であるもの」と定義されている。(49 CFR 390.5) 1938年公正労働基準法における州際通商の具体的な範囲については連邦規則集に おいて定められている(26 CFR 776など)。

<sup>■31)</sup> 第7編第701条 (a)。

<sup>■32)</sup> 第7編第703条 (a)。

<sup>■33) 1978</sup>年の妊娠差別禁止法 (The Pregnancy Discrimination Act of 1978) により、公民権法に追加されたもので、公民権法第7編第701条 (k) で規定されている。

表2-2-8 賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

						(%	、時間、ドル)
	年	2013	2014	2015	2016	2017	2018
消費者物価上昇率		1.5	1.6	0.1	1.3	2.1	2.4
週出	当たり労働時間(民間非農業)	34.4	34.5	34.5	34.4	34.4	34.5
	うち生産及び非管理部門労働者	33.7	33.7	33.7	33.6	33.7	33.8
	出たり所定外労働時間 造業、生産及び非管理部門労働者)	4.3	4.5	4.3	4.3	4.3	4.6
週半	当たり賃金(民間非農業)	825.02	844.91	864.21	881.20	906.30	936.29
	同上昇率	1.9	2.4	2.3	2.0	2.8	3.3
	うち生産及び非管理部門労働者	677.70	694.85	708.90	723.31	742.62	767.05
	同上昇率	1.8	2.5	2.0	2.0	2.7	3.3

注:2018年の労働時間及び賃金の統計は速報値。 資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

表2-2-9 労働災害の件数

						(件)
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017
労働災害発生件数	1,166,710	1,162,210	1,157,410	1,153,490	1,122,960	1,109,270
うち民間部門	918,720	917,090	916,440	902,160	892,270	882,730
労働災害死亡件数	4,628	4,585	4,821	4,836	5,190	5,147

注:労働災害発生件数は休業期間を伴うもので、死亡した案件を除く。

資料出所:連邦労働省労働統計局 (BLS) "Census of Fatal Occupational Injuries"、

"Nonfatal Occupational Injuries and Illnesses Requiring Days Away From Work"

及び責任を要し、かつ同様の労働条件の下で行われる職 務」における同一労働に対して、性別に基づいて労働者 に同一でない賃金を支払うことを違法としている。

性別に基づく差別は公民権法の禁止対象ともなってい る。両者の違いとして、公民権法は同一賃金法と比べ、 賃金以外に採用・昇進・解雇における差別が禁止され、 より包括的な内容となっている一方、同一賃金法は対象 となる使用者の範囲が広いことや雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission: EEOC)<sup>34</sup>への申立が不要で救済手続において利便性が 高い、という利点がある。

# ハ 1967年雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination Act of 1967)

使用者が40歳以上の労働者に対し、年齢を理由とす る差別を行うことを禁止している。

# ニ 1990年障害を持つ米国人法

使用者が、障害に関する一定要件を満たす者に対し、 障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。

# 

# (1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

週当たり名目賃金の上昇率は、2018年は3.3%、う ち民間非農業、生産及び非管理部門労働者は3.3%で あった。

労働災害件数は減少傾向にあり、2017年の労働災害 発生件数は約111万件となった。死亡件数は5.147件 となった。

# (2) 最低賃金制度

# イ 概要

連邦政府の立法権限の範囲は憲法第1条第8節により 制限されており、1938年公正労働基準法(Fair Labor Standards Act of 1938: FLSA) は、憲法で認められ た州際通商に関する規定を用いて制定されている。州際 通商の範囲を広く解釈することにより、幅広い労働者を 適用対象としている。州制度は、連邦制度より厳しい基 準である場合や連邦制度の適用範囲から外れる場合に適 用される。

なお、2014年2月に署名された大統領令13658号 により、連邦政府契約事業者に対する最低賃金が設けら

<sup>■34)</sup> 人種、宗教、性別などのあらゆる雇用差別を防止するための行政活動をする米政府内の独立機関。

れている。(詳細は八を参照)

# 口 連邦一般制度

# (イ) 最低賃金額

時給7.25ドル(2009年7月24日施行)と定められ ている。最低賃金は1938年公正労働基準法の改正によ り改定される。

サービス業で一定額以上(月30ドル以上)のチップ を受ける労働者の場合、チップの額と賃金の合計が時給 7.25ドル以上かつ賃金としては時給2.13ドル以上を支 払わなければならない。

20歳未満で雇用された労働者の最低賃金は、当初90 日間は、時給4.25ドルとなる。ただし、他の労働者に 置き換える形で20歳未満の労働者を採用した場合には この特例は適用されない。

障害者(障害により稼得能力が低下している場合に限 る)を雇い入れる場合、フルタイムの学生を雇い入れる 場合、職業訓練を行う高校生を受け入れる場合には、連 邦労働省賃金時間部(Wage and Hour Division)から 認可を得て通常と異なる最低賃金の適用を受けることが できる。

# (口) 適用対象

企業適用 (Enterprise Coverage) 及び個人適用 (Individual Coverage) があり、企業適用の対象となる企 業で働く労働者及び個人適用の対象となる労働者が適用 対象となる。

# a 企業適用

2人以上の労働者がいて、以下のいずれかに該当する 法人。

- ・年間の売上が50万ドル以上の法人
- ・病院、入居者に医療及び介護を提供する法人、学校及 びプレスクール (preschool)、政府機関

# b 個人適用

州際通商(外国との通商を含む)に従事する労働者及 び州際通商のための財の生産に従事する労働者が対象と

なる。適用対象は広く捉えられており、州外に送られる 手紙を作成する秘書、州外の者に定期的に電話をかける 者、州際取引の記録を管理する者、業務上の都合で州外 に出張する者、州外に出荷する商品を生産する建物で管 理・用務を行う者はすべて対象となる。

このほか、年間1.700ドル以上の賃金を得た、ある いは週8時間以上働いた家内労働者も対象となる。

# (ハ) 適用を受けない労働者

(ロ) に関わらず、ホワイトカラー・エグゼンプション(※) の対象となる者、一定条件を満たす季節営業の娯楽施設 で働く者、外国籍の船の船員、漁業従事者、新聞配達 員、小規模農園で働く農業労働者、臨時(casual)の ベビーシッター、高齢者等の付添人には適用されない。

# ※ ホワイトカラー・エグゼンプション

管理職、専門職等については、最低賃金及び割増 賃金の規定の適用を受けない<sup>35</sup>。

「管理的エグゼンプション」、「運営職エグゼンプ ション」、「専門職エグゼンプション」、「コンピュー タ・技術者エグゼンプション」及び「外商エグゼン プション」の5類型がある。これらに共通する主たる 要件は次のとおりである。

- ① ブルーカラー労働者でないこと。
- ② 「俸給基準」により週当たり455ドル以上の賃金 支払がなされていること(ただし、これは外商工 グゼンプションの要件とはなっていない)。俸給基 準とは、実際に労働した日数や時間にかかわらず、 あらかじめ定められた金額を支払うことをいう。 コンピュータ・技術者エグゼンプションで時給契 約の場合は、時給27.63ドル以上の賃金が支払わ れていること。

# イ 管理職工グゼンプション (Executive Exemption)

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額 10万ドル以上の者は、①~③の要件のいずれかを満 たせば足りる。

① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企 業・慣習的に認識された部署若しくはその下位部

<sup>■35) 1938</sup>年公正労働基準法Sec. 13 (a) (1) 及び (17)。割増賃金及び実労働時間に関する規定については3 (3) を参照のこと。

門の管理であること

- ② 習慣的かつ定期的 (customarily and regularly) に、2人以上のフルタイム被用者相当の労働を指揮 管理していること
- ③ 被用者を採用若しくは解雇する権限を有する、 又は他の被用者の採用若しくは解雇、及び昇級、 昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その 者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられて いること
- ロ 運営職エグゼンプション(Administrative Exemptions)

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額 10万ドル以上の者は、①又は②の要件のいずれかを 満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者や顧客の管理・事業運営 全般に直接関わる、オフィス業務又は非肉体的労 働であること
- ② 主たる職務が、重要な事項に関する自由裁量及 び独立した判断の行使を含むものであること

# ハ 専門職エグゼンプション (Professional Exemption)

学識専門職エグゼンプション(法律、薬学、神学、 会計、工学、物理学、化学、生物学等の専門的な教 育を受ける必要があると見なされる職種に適用)、創 造業務エグゼンプション(知的創造が必要であると 見なされる職種に適用)がある。

# ニ コンピュータ・技術者エグゼンプション(Computer Employee Exemption)

コンピュータ・システムアナリスト、プログラ マー、ソフトウェア・エンジニア等のコンピュータ 関係の高度技能労働者。

# ホ 外商エグゼンプション (Outside Sales Exemption)

主な仕事が販売などの営業であり、習慣的(customarily)かつ定期的(regularly)に事業所の所在 地とは離れた場所で従事している者。

# 八 連邦政府契約事業者

2014年2月にオバマ前大統領により署名された大統 領令13658号に基づく制度である。

連邦政府各機関が、2015年1月以降、対象となる契 約事業者と新たな契約36 (更新を含む)を締結する場 合、契約金額支払いの条件として、①労働者に対して連 邦政府契約事業者に課せられる最低賃金額を支払うこ と、②契約事業者は下請事業者との契約に同旨を盛り込 むこと、とした契約条項が盛り込まれることとされ た<sup>37</sup>。連邦政府契約事業者に課せられる最低賃金額の推 移は表2-2-10のとおり。なお、毎年物価スライドが行 われる。

表 2-2-10 連邦政府契約事業者に課せられる最低賃金 (時給、ドル)

		2015	2016	2017	2018	2019
最低賃金		10.10	10.15	10.20	10.35	10.60
	チップを る労働者	4.90	5.85	6.80	7.25	7.40

(資料出所) 連邦労働省

注1: いずれも1月1日から実施されている。

注2: チップを受ける労働者とは、サービス業で一定額以上(月30ドル 以上)のチップを受ける労働者のことである。なお、チップと最 低賃金の合計額は通常の労働者の最低賃金額以上でなければなら ない。

# 二 州制度

2019年1月現在、29州及びワシントンD.C.で連邦 法よりも高い水準の最低賃金が定められている38(表 2-2-11 参照)。一部の州では物価スライドにより毎年最 低賃金を改定している。一方連邦法の適用を受けない労 働者について、ジョージアとワイオミングの2州では連 邦法より低い水準の最低賃金が定められており、5州

<sup>■36)</sup> デービス・ベーコン法 (Davis-Bacon Act) の対象とならない2,000ドル未満の建設に関する契約や、サービス契約法 (Service Contract Act) の対象とならない電気・ガス・水道等の供給等は対象外。また、2018年5月にトランプ大統領が署名した大統領令13838号により、国有 地で提供される季節的娯楽サービス(seasonal recreation service)は対象外とされた。(ただし宿泊・飲食業は国有地で提供される季節的娯楽 サービスであっても引き続き対象とされている。)

<sup>■37)</sup> デービス・ベーコン法やサービス契約法など、一定の連邦政府契約事業者について、職種ごとに、労働長官が地域の相場賃金として定める額以上 の賃金を支払うことを求める法律が存在する。

<sup>■38)</sup> このほか、自治領であるヴァージン諸島、グアムでは連邦最低賃金より高い領内最低賃金が設定されている。

#### 表2-2-11 連邦最低賃金を上回る州最低賃金の一覧 (時給、ドル、2019年1月)

州名	最低賃金額	備考
アラスカ	9.89	物価スライドを実施。
アリゾナ	11.00	
アーカンソー	9.25	
カリフォルニア	12.00	
コロラド	11.10	
コネチカット	10.10	
デラウェア	8.75	
ワシントンD.C.	13.25	
フロリダ	8.46	物価スライドを実施。
ハワイ	10.10	
イリノイ	8.25	
メーン	11.00	
メリーランド	10.10	
マサチューセッツ	12.00	
ミシガン	9.25	
ミネソタ	9.86	物価スライドを実施。
ミズーリ	8.60	
モンタナ	8.50	物価スライドを実施。
ネブラスカ	9.00	
ネバダ	8.25	
ニュージャージー	8.85	物価スライドを実施。
ニューメキシコ	7.50	
ニューヨーク	11.10	ニューヨーク市及びその近郊3郡は 12.00~15.00ドル。
オハイオ	8.55	物価スライドを実施。
オレゴン	10.75	ポートランド都市圏は12.00ドル、 農村部は10.50ドル。
ロードアイランド	10.50	
サウスダコタ	9.10	物価スライドを実施。
バーモント	10.78	5%を超えない範囲で物価スライド を実施。
ワシントン	12.00	
ウエストバージニア	8.75	

(資料出所) National Conference of State Legislaturesの資料を基 に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注:ミネソタ州など一部の州では、年間売上高が一定額未満の場合、ま たカリフォルニア州など一部の州では雇用規模が一定人数以下の場 合、より低額の最低賃金が適用される。

(すべて南部)では全く定められていない。

# (3) 労働時間制度

# イ 概要

1938年公正労働基準法は、週法定労働時間、割増賃 金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年 次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在し ない。一部の州では休日、一部産業での労働時間などに 制限を課している。

#### 口 連邦制度

#### (イ) 法定労働時間

法定労働時間は週40時間とされている。

# (口) 時間外労働

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の 割増賃金を支払わなければならない。なお、連邦法上、 時間外労働に係る上限規制はない。

# (ハ) 弾力的労働時間制度

労働協約によって26週単位及び52週単位の変形労 働時間制を定めることが認められている。

# (二) 適用対象

最低賃金の適用対象となる者。ただし、鉄道・航空業 に雇用される者や運送業者の労働者で特別法の対象とな る者<sup>39</sup>、タクシー運転手、米国船籍の船員、住み込みで 働く家内労働者、映画館で働く労働者、農業労働者など は最低賃金のみが適用対象となっており、労働時間は連 邦法の適用対象外である。

# ハ州制度

過半数の州で公正労働基準法と同様、週40時間を法 定労働時間としている。アラスカ、カリフォルニア、ネ バダの各州では連邦法の週40時間に加え、1日当たり の法定労働時間が1日8時間と定められている。

# (4) 労働安全衛生施策

労働安全衛生を定める法律として、1970年労働安全衛生 法 (Occupational Safety and Health Act of 1970) が制定されており、労働者の安全確保を事業主に対して 包括的に義務づけている。連邦労働省労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration) が安全衛生基準の制定及び監督を行っている。労働安全 衛生に関し、州政府が合衆国政府の要求するレベルより も高いレベルの包括的な計画(State Plan)を用意し て労働長官の承認を得た場合には、各州政府が監督を行 うこととされている。

<sup>■39)</sup> 例えば事業用車両の運転手の場合、連邦運輸省により労働時間の規定が定められている。(US Code Title 49 Sec. 31502)

# 

名称		分災保険制度					
根拠法		各州法					
運営主体		州により異なる。州(ワシントン州など)、州又は州政府により認可された民間保険のいずれか(カリフォルニア州など)、民間保険(ニュージャージー州など)がある。事業主自らが自家保険により州法で定められた 給付を行うことが2州を除いて認められている。					
被保険者資格		労働者一般 (公務員含む)。農業労働者、家庭内労働者、小規模事業主などの場合適用の対象とならない。なお、テキサス州においては労災保険制度に加入することが義務づけられていない。					
	医療給付	全ての州で必要と見なされる限り給付される。					
	一時的な 労働不能給付	多くの州で収入の66.6%が支給される。待期期間は州により3~7日で、労働不能状態が一定の期間(州により5日~6週間)継続した場合に、遡及して支払われる。2割の州では何らかの形で被扶養者に対する支給が行われている。最大支給額は州により異なる。8割の州で給付額の物価スライドが行われている。					
給付の種類・ 給付内容	永久的な 労働不能給付	多くの州で障害状態にある期間、収入の66.6%が障害年金として支給される。一部の州では常時付き添いが必要の場合、付加給付が支給される。なお、一部障害の場合は就業能力の喪失度合いにより減額される。被扶養者に対する支給がほとんどの州で行われており、8割程度の州は障害状態にある期間又は一生涯支払われる(残りの州では104~500週の給付期間の上限が設けられている)。					
	遺族	寡婦(夫)に対し亡くなった者の所得の35~70%が支払われる。扶養する子供がいる場合には同 $60$ ~ $80%$ が給される。					
	その他	8割の州制度においては、各州における賃金の伸びに応じて、上記給付額が増加する。(賃金スライド制)					
財源	保険料	ワシントン州など一部の州で本人負担があるほかは、事業主のみの負担(保険料)である。一般的には保険料は事業の内容や労働災害発生状況に応じて決められる。2014年における平均保険料率は1.35%。					
	公費負担	なし。					
	受給者数	不明。					
実績	支給総額	不明。					
	基金残高等	保険の運営元により異なる。					

# (5) 労災保険制度

各州法によって定められている。連邦法では連邦政府 職員、港湾労働者及び炭鉱労働者のじん肺による労災補 償に関する制度は定められているが、例えば失業保険制 度などのように、連邦法により一般労働者に対する労災 保険制度のガイドラインが定められているわけではな い。

受給するために必要な加入期間は、職業性疾病を除け ば特に定められていない。なお、例外的な場合を除き、 通勤途中での事故は労災補償の給付対象外である。

# (6) 解雇規制

# イ 個人的理由に基づく解雇(普通解雇)

コモン・ロー (判例法) 上の「随意雇用の原則 (employment at will)」により、期間の定めのない雇用契 約においては、事業主はいついかなる理由によっても労 働者を解雇することができる。特にその旨の合意がない 限り、事前の予告も要求されない。

ただし、連邦法や州法により、一定の理由については 解雇が禁止されている。禁止されている代表的な解雇理 由としては、

- ・人種・皮膚の色、宗教、性<sup>40</sup>及び出身国を理由とする 解雇(1964年公民権法第7編)
- ・年齢を理由とする解雇(1967年雇用における年齢差 別禁止法)<sup>41</sup>
- ・労働組合加入や組合活動を理由とする解雇(全国労働 関係法(National Labor Relations Act))
- ・事業主の不法行為を当局に通報した場合の解雇(サー ベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act) 及び 各州法)

などがある。

# ロ 経済的理由に基づく解雇(整理解雇)

随意雇用の原則により、事業主は労働者を経営上の必 要に応じて自由に人員整理を行うことができる。通常 は、雇用関係を完全に断絶してしまう解雇 (discharge; termination) ではなく、雇用契約を終了するが、後に リコール (recall) することが予定されているレイオフ (layoff)<sup>42</sup> を用いることが一般的である。レイオフには 最初から期限付きでリコールされる日が決まっている場

<sup>■40)</sup> 妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態であることを理由とする場合を含む。

<sup>■41)</sup>強制的な定年退職制度は、1967年雇用における年齢差別禁止法第12条(c)(1)で定められている例外(上層の管理職を退職前に2年間勤めた 65歳以上の者で、年間44,000ドル以上の退職年金等を受け取れる者)を除き違法である。

<sup>■42)</sup> 再び同じ職に戻る場合があるというその性格から一時解雇などとも呼ばれる。

# 定例報告

# [2018年の海外情勢]

合もあれば、無期限のレイオフがなされた後、リコール されずに雇用関係が回復しない場合もある。

一定の要件に該当する大規模な事業所閉鎖やレイオフを予定する事業主は、労働者調整・再訓練予告法 (Worker Adjustment and Retraining Notification Act: WARN Act) (本述では、事前にその旨を労働者 又は労働者代表に通知しなければならない。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフルタイム<sup>44</sup>労働者を雇用する事業主、又はパートタイム<sup>45</sup>労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計で(時間外労働を除き)4,000時間以上雇用する事業主である。

事前通知が必要となるのは、

- ① 50人以上のフルタイム労働者が雇用を喪失する事業所閉鎖 (plant closing) (事業所閉鎖には永久的閉鎖のほか、一時的閉鎖を含む)
- ② フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上 が雇用を喪失するレイオフ
- ③ 500人以上が30日間にわたって雇用を喪失するレイオフ

である。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限りではない。

労働者調整・再訓練予告法の規定に反し、事前通知がない状態でレイオフ等が行われた場合、労働者は民事訴訟を提起して、予告の不足日数の賃金及び諸給付を請求することができる。

# (7) 出産休暇、育児休暇制度及び児童税額控除

# イ 出産休暇制度及び育児休暇制度

家族及び医療休暇法 (The Family and Medical Leave Act: FMLA) では、出産、育児、家族の看護・ 介護や本人の療養を理由として、12か月で最大12週間の無給休暇<sup>46</sup>が取得できる。育児を理由とする休暇は出産又は縁組から12か月以内とされている。ただし、子の健康が深刻な状況にある場合にはこの限りではない。

適用対象となる労働者には一定の制限がある。対象となる労働者は

- 使用者に12か月以上雇用されている
- 過去12か月間に1,250時間以上労働している労働者

の双方を満たす労働者とされているが、以下の者は対象 外とされている。

- 連邦政府職員であり、別の連邦法が適用されること により同種の措置が適用されている者
- 労働者の職場から75マイル(約120キロメートル)の範囲内で、労働者が働く企業の従業員数が50人未満の場合

労働時間の短縮も可能とされており、12週間の労働時間分の時間、休暇を取得することができる。また州によっては、州法により労働者の対象を独自に広げている場合もある。

連邦レベルでは休業給付に関する規定は特にないが、 休業期間中、州が運営する保険から労働者に対し、賃金 の一定割合の額の給付を行う制度が4州で運営されている<sup>47</sup>。また、事業主が年収72,000ドル以下の労働者に 対して、家族及び医療休暇の期間中、通常の50%以上 の賃金を支払っている場合は、2017年12月に成立し た税制改革法により、支払った賃金額の最大25%を追 加で税額控除することが認められている(ただし、 2019年までの時限措置)。なお、連邦レベルでの休業 給付の導入に向けた議論が行われているものの、2019 年1月現在実現の目途は立っていない。(詳細は5(3) 参照)

<sup>■43)</sup> 労働者調整・再訓練予告法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフが、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響に鑑みて1988年に制定された。

<sup>■44)</sup> 労働者調整・再訓練予告法におけるフルタイム労働者とは、労働時間が週20時間以上かつ過去1年間の勤務期間が6か月以上である労働者のことをいう。

<sup>■45)</sup> 労働者調整・再訓練予告法におけるパートタイム労働者とは、労働時間が週20時間未満又は過去1年間の勤務期間が6か月未満である労働者のことをいう。

<sup>■46)</sup> 重傷・病気となった現役軍人の配偶者・子・親の場合26週間。

<sup>■47)</sup> カリフォルニア、ニュージャージー、ニューヨーク及びロードアイランド州。さらに、ワシントン州とワシントンD.C. では2020年から、マサチューセッツ州では2021年から給付を開始する予定。

# □ 児童税額控除 (Child Tax Credit)

17歳未満の子がいる者に対し、子1人当たり2,000 ドル(総所得40万ドル(夫婦合算申告(Married filing jointly) <sup>48</sup> の場合。以下同じ。) 以上の場合減額あり) の税額控除が認められている。控除額が所得税額を上回 る場合には、付加的児童税額控除 (Additional Child Tax Credit) として、勤労所得のうち3,000ドルを上 回った部分の15%か1.400ドルのいずれか少ない額ま で給付が行われる。

# 4 労使関係施策・

# (1) 労使関係法の概要

1935年に制定された全国労働関係法(National Labor Relations Act: NLRA) があり、全国労働関係局 (National Labor Relations Board: NLRB) が所掌し ている。全国労働関係法では、団結する権利、労働団体 を結成・加入・支援する権利、団体交渉を行う権利が定 められている一方で、これらの行動を行わない権利につ いても明記されている。<sup>49</sup>

同法では、交渉単位 (bargaining unit) における労 働者の多数決により、単位内の労働者全員を代表する排 他的交渉代表を選ぶことができるとされている。使用者 が排他的交渉代表との団体交渉を拒否することは、不当 労働行為とみなされるとともに、排他的交渉代表が使用 者との団体交渉を拒否することは労働団体の不当労働行 為とみなされる。

排他的交渉代表の選出は、一般的には、排他的交渉代 表となることを希望する労働組合等が、交渉単位内労働 者の30%以上の支持がある証拠(署名)をNLRBに提 出し、①必要な調査②当事者間の合意又はヒアリングを 経た上で、NLRBが選挙命令を出し、投票の日時・交渉 単位等を決定する。労使の選挙運動を経た上で、投票日 にNLRBの監督の下、労働者による無記名秘密投票が 行われ、投票の結果、過半数の支持を集めた組合が排他 的交渉代表としてNLRBの認証を受ける。なお、選挙 による選出のほか、労働者の過半数による署名を経て、 使用者が任意に交渉代表を承認する方法もあるが、実際 には稀とされる。

排他的交渉代表は、組合員であることを雇用の条件と する、ユニオン・ショップ協定を結ぶことができる。た だし協定による解雇の対象は、定期組合費、入会金の不 払を理由として、組合により加入拒否・除名された場合 に限るとされており、その他の理由、例えばスト指令違 反などの場合には、協定による解雇の対象とはならな い。このためユニオン・ショップ協定は、実質的には労 働者に対し、組合への加入ではなく組合費相当額の支払 を求めているといわれている50。全国労働関係法では、 ユニオン・ショップ協定は、州法あるいは州憲法で締 結・適用を禁止することができるとされている。これら の州法あるいは州憲法は「労働権法」(right-to-work law)と呼ばれ、南部・中西部を中心に28州で設けら れている。実質的には非組合員が入会金・定期組合費相 当額の支払を求められないことの保障となっている。

#### (2) 労使団体

# イ 労働組合員数及び組織率

労働組合の組織率は世界的にみて低い水準であり、 2017年の労働組合組織率は10.7%となっている。組 織率は州別に見ると大きな開きがあり、最も高い州 (ニューヨーク州、23.8%) と最も低い州(サウスカロ ライナ州、2.6%)では20ポイント以上の開きがある。 北東部及び西部で高く、南部では低い傾向が見られる。

丰 2 2 12 出版如本知彙率

表 2-2-13 为 関 相 古 組 頏 举										
					F)	F人、%)				
		2016		2017						
年	被用者 数計	組合員数	組織率	被用者 数計	組合員数	組織率				
計	136,101	14,555	10.7	137,890	14,817	10.7				
男女別										
男性	70,589	7,888	11.2	71,469	8,166	11.4				
女性	65,512	6,667	10.2	66,421	6,651	10.0				
産業別										
民間部門	115,417	7,435	6.4	116,935	7,601	6.5				
公的部門	20,684	7,120	34.4	20,956	7,216	34.4				

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

# 口 労働者団体

主なナショナルセンターには、米国労働総同盟産別会

<sup>■48)</sup> 内国歳入庁への所得税申告において、夫婦が所得を合算したうえで申告を行う方式のことをいう。

<sup>■49)</sup> ユニオン・ショップ協定は団結活動への参加を拒否する「消極的権利」の例外とされている。

<sup>■50)</sup> なお、2018年7月に連邦最高裁は公的機関の労働組合が、非組合員から組合費を徴収できない、との判断を示している。

議(American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO) と、勝利のた めの変革 (Change to Win Federation: CtW) がある。

# ハ 使用者団体

全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよ りも、もっぱら議会に対するロビー活動が主な活動と なっている。これは、団体交渉が主に企業若しくは地域 レベルで行われているためである。主要組織として、全 米商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)がある。

#### (3) 労働争議の発生件数等

労働争議(参加人数1,000人以上)は、低い水準で 推移している。

表2-2-14 労働争議件数等の推移

(件、千人、千 <i>ノ</i>								
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
争議件数	19	15	11	12	15	7		
参加人員	148	55	34	47	99	25		
労働損失日数	1,131	290	200	740	1,543	440		

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ 注:1,000人未満の労働争議を除く。

# 労働施策をめぐる最近の動向・

# (1) 登録養成訓練に関する動き

# イ 産業承認養成訓練制度の創設

養成訓練制度の拡充に向けたタスクフォース51が 2018年5月に大統領に提出した最終報告書(2017年 6月の養成訓練制度の拡充に関する大統領令第13801 号に基づく)では、新たな養成訓練プログラムの形態と して、産業承認養成訓練制度の創設を提言している。こ の提言を踏まえ、連邦労働者は2018年7月、養成訓練 制度の新たな形態として産業承認養成訓練制度を設ける 通達を出した。

産業承認養成訓練制度では、連邦・州政府ではなく、 政府から適格認定(favorable determination)を受け た第三者により基準が定められるのが特徴であり、第三 者機関としては産業団体や教育機関、労働組合等幅広い 形態が考えられている。従来からある登録養成訓練制度

■51) 労働長官の下、企業 CEO、労働組合代表者等から構成されている。

との違いとしては、自動的に労働力革新・機会法プログ ラムに基づく訓練とは見なされないこと、建設業や軍が 提供している訓練は対象にはならない点である。

今後必要な規制が公布され、実施される見通しであ る。

# ロ 特定業種を対象とした助成の実施

2018年7月に連邦労働省は、情報技術、先進的な製 造業、金融、ヘルスケアといったこれまで養成訓練があ まり実施されてこなかった業種において養成訓練を促進 するために、これらの業種で行われる養成訓練プログラ ムに対して合わせて1.5億ドルの助成を行うことを発表 した。

# (2) 専門的・技術的分野 (H-1Bビザ) の審査基準の見 直し

2017年4月、トランプ大統領はH-1Bビザの規則の 見直しを指示する大統領令第13788号に署名した。現 在、H-1Bビザは、抽選により割り当てられているが、 その多くが給与水準の低いインド系アウトソーシング企 業の社員に発給され、米国民の雇用を奪い賃金を押し下 げているとの批判がある。大統領令では、H-1Bビザを 技能・給与水準の高い労働者に優先的に割り当てるよう な改正を指示している。これに関連し、2018年11月 にH-1Bビザの抽選方法を変更する規則改正案が公表さ れた。これまでは、米国で修士以上の学位を得た者を対 象に、特別枠の2万人について抽選を行い、その後抽選 対象者で落選した者と抽選対象外の者を対象に6万5千 人分の枠について抽選をおこなっていた。これを新たな 方法では、まず全ての者を対象に6万5千人分の枠につ いて抽選を行い、その後、米国で修士以上の学位を得て いながら抽選で落選した者を対象に、特別枠の2万人に ついて抽選を行う、としている。規則改正案については 2019年1月までパブリックコメントが募集され、その 後実施される見込みである。

#### (3) ホワイトカラー・エグゼンプションの見直し

連邦労働省は、ホワイトカラー・エグゼンプションに

ついて範囲を縮小<sup>52</sup>することを内容とする規則改正を 2016年5月に公表し、2016年12月から施行する予定 としていたが、連邦地方裁判所により予備的差し止め命 令が出されたことなどから、施行には至っていない。ア コスタ労働長官は上院の指名承認公聴会において、 2016年の規制案は俸給基準の改定幅が大きすぎるとし ながらも、何らかの規則改正を行う意向を示していた。 規制改正案については、2019年1月現在、パブリック コメント募集に必要な行政管理庁情報・規制問題室の審 査に入っており、3月にもパブリックコメントの募集に 向けて規制案が公表される見込みとされている。

# (4) 連邦レベルでの有給育児休暇制度導入へ向けた動き

米国では有給育児休暇は州制度として4州に導入され ているに留まり、連邦レベルでの有給育児休暇制度は存 在しない。しかし、トランプ大統領が大統領選挙期間中 に有給育児休暇制度の導入を掲げていたこともあり、 2018会計年度、2019会計年度と予算案に給付の導入 が盛り込まれた。給付期間は6週間で、各州の失業保険 制度の中で運営を行うこととしている。しかし、具体的 な制度設計を巡って議会での意見がまとまっておらず、 実現の目途は立っていない。

# (5) 各州における最低賃金引上げの動き

オバマ前大統領や民主党議員が連邦最低賃金の引上げ を提案していたものの、共和党の反対があったため、連 邦最低賃金の引上げは2009年以降行われていない。こ のような中、各州で最低賃金の引上げが特に2013年以 降活発に行われており、多くの場合で複数年にわたり段 階的な引上げが行われている。2018年においてはデラ ウェア州とマサチューセッツ州で最低賃金を段階的に引 き上げる法案が成立したほか、アーカンソー州及びミ ズーリ州では住民投票により最低賃金を段階的に引き上 げることが決定された。

# (資料出所)

- ●連邦労働省 http://www.dol.gov/
- ●連邦労働省労働統計局 http://www.bls.gov/
- ●内国歳入庁 http://www.irs.gov/
- ●米国市民権・移民業務局

http://www.uscis.gov/portal/site/uscis

- National Conference of State Legislatures http://www.ncsl.org/
- ●米国社会保障庁 "Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2017"
- ●中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂(2010)

<sup>■52)</sup> ①俸給基準を現行の週給455ドルから、全米で4地域あるセンサス地域のうち最も賃金が低い地域である南部のフルタイム賃金労働者の賃金の 40パーセントタイル値(週給913ドル)に引き上げる、②管理職・運営職エグゼンプションにおける高報酬労働者の基準を、現在の年間賃金総 額10万ドルからフルタイム賃金労働者の賃金の90パーセントタイル値(134,004ドル)に引き上げる、③両基準ともに、3年に1度、上記パー セントタイル値を満たすように改定を行う、を内容としていた。